

令和2年第10回稲城市教育委員会定例会

1 令和2年10月13日、午前10時から、議会会議室において、令和2年第10回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
今泉 浩史
澁谷 香織
杉本 真紀子
吉田 伸幸

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	奥谷 庸子
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎
教育総務課教育総務係 中島 由美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第37号議案

「稲城市指定文化財の指定について」

教 育 長 　ただ今から、令和 2 年第 10 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

教 育 長 　それでは、日程第 1 　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　前例に従いまして教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は吉田委員にお願いいたします。

　次に、日程第 2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決しました。

　次に、日程第 3 「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 　1 　教育委員会後援名義について
2 　寄附について
3 　学校開放事業について
4 　新型コロナウイルス感染症関係について

学務課長 　1 　令和 2 年 9 月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 　令和 2 年度通学路合同点検の実施について
3 　児童・生徒数、学級数（令和 2 年 10 月 1 日現在）について

指導課長 　1 　担当者事業について
2 　推進事業について
3 　研修事業について
4 　教育センター関係について

生涯学習課長 　1 　社会教育委員関係について
2 　社会教育活動の振興について
3 　芸術文化活動の振興について
4 　成人式関係について

- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 学校施設コミュニティ開放事業について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 令和2年9月生涯学習課利用統計について
- 10 放課後子ども教室参加状況について

学校給食課長 1 新調理場の引き渡しについて

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 資料展示について
 - 5 城山体験学習館の主な事業について
 - 6 地域との連携について
 - 7 図書館の利用状況(令和2年9月)について

教育長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第37号議案「稲城市指定文化財の指定について」を議題といたします。

本件につきましては、稲城市文化財保護条例第4条の規定に基づき、稲城市指定文化財の指定を行うため、提出するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします

生涯学習課長 それではお手元にお配りいたしました、議案概要説明資料をご覧ください。

議案番号第37号、件名、稲城市指定文化財の指定についてでございます。

こちらは令和2年7月17日付で、教育委員会より諮問をいただきました後、令和2年10月2日に文化財保護審議会を開催し、調査・研究・審議を行いました。そのときの視察写真が本日机上にお配りしているものでございます。こちらは教育委員、教育長、各お二方の部長のみお配りしているものでございます。その結果、このたび、稲城市文化財保護条例第4条の規定に基づき、稲城市指定文化財を指定するものでございます。

指定に当たりまして、稲城市文化財保護条例第39条の規定に基づき、文化財保護審議会に諮問を行い、調査研究審議の結果令和2年10月2日付で文化財保護審議会より答申がありました。この答申に基づき、下記文化財2件を市指定有形文化財に指定するため本案を提出するものです。

内容は常楽寺の飛天図及び龍図、富士講関係資料、いずれの2件につきましては、第37号議案の裏面にあります、令和2年10月2日付で稲城市

文化財保護審議会より答申を受けた内容でございます。

読み上げさせていただきます。

令和2年10月2日。

稲城市教育委員会御中。

稲城市文化財保護審議会、会長桜井昭男。

稲城市指定文化財の指定について（答申）。

令和2年7月17日付け、稲教教生第656号で諮問を受けた件につきまして、稲城市文化財保護審議会において、調査研究審議の結果、下記のとおり結論を得ましたので、ここに答申いたします。

諮問事項、稲城市指定文化財の指定について。

答申内容1、稲城市指定文化財の指定について。

下記の2件の文化財を稲城市指定文化財の候補とする。

(1) 常楽寺の飛天図及び龍図。

(2) 富士講関係資料。

2、稲城市指定文化財候補の内容と指定理由。こちらにつきましては、別紙をご覧ください。

稲城市指定文化財候補の内容として理由についてご説明申し上げます。まず、1件目は常楽寺の飛天図及び龍図でございます。文化財の内容といたしましては、常楽寺阿弥陀堂の天井画でございます。年代は江戸時代後期に描かれたもので、員数が9面ございます。種別は有形文化財の絵画に属することになります。

指定理由といたしましては、東長沼常楽寺の阿弥陀堂の天井に描かれた飛天図及び龍図は、この多摩関戸村、現在の多摩市関戸にございます、こちらにお住まいだった絵師、相沢五流が江戸時代後期、18世紀末と言われているのですが、描いたものでございます。相沢五流は江戸時代後期に活躍した多摩地方を代表する絵師で、狩野派の影響を受けた作品を多く残しております。そのうち、稲城市では、今回の指定候補となっております、飛天図及び龍図のみが相沢五流の作品となっております。大変歴史的価値も高く、保存状態も良好であるということから指定が望ましいということで選定されました。

所有者でございます。右をご覧ください。

宗教法人常楽寺で、所在地は東長沼2117番地の2でございます。こちらにつきましては、別紙のカラー刷りの写真をご覧ください。

こちらのカラー刷りの飛天図、写真の上が本堂から入っての入り口部分、写真の下が奥となっております。天女が2人天を舞う姿を描いているもので、とても江戸時代後期からも残っている色ということで、比較的保存状態も良好でございます。下の龍図、こちらは上の飛天図を中心に左右になっております。こちらは墨絵でございます。

それではいま一度、文化財候補の内容と指定理由のほうにお戻りくださ

い。

続きまして、富士講関係資料となっております。文化財の内容といたしましては、富士講の儀式に使われた道具、衣装、文書資料等でございます。年代は江戸時代から昭和 10 年までの期間使われていたということでございます。

員数は 89 点。種別は有形民俗文化財に属します。

選定理由といたしましては、富士講は富士山を崇敬し、参拝する講であります。江戸時代から昭和 10 年代にかけて、矢野口地域を中心に講中が組織され、富士講が行われました。今回の資料は富士講の講元をされていたという方から寄贈資料でありまして、富士講の道具、文書資料、装束、写真等の資料から構成されています。庶民信仰としての富士講の実態を示す重要な資料であり、またこれだけの 89 点もの一式が残っているということも大変極めて珍しいということで、やはり民俗的・歴史的価値が高いということから指定することが望ましいということの結果になりました。

所有者は稲城市教育委員会でございます。

以上、今回の指定に当たりましてのご報告を終わります。ご審議のほうお願い申し上げます。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたのでこれより質疑をお願いいたします。

今泉委員。

今泉委員 質問です。富士講関係ですけれども、員数 89 点ということですが、内訳では、何が一番多かったのですか。文書史料等なのか、この写真でいう道具的なものが多かったのか、それとも下の白糸の滝のようなこの写真なんかが多かったのか、その辺りを教えていただけますか。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 一覧表の中ではかなり多かったのが、道具箱に入っております、山富講の用具ということで、木箱の中に儀式用具としてかけ軸 1、火打ち石 1、五徳 1、鉄の道具が 2 点、包み紙 1 が収納されているものが、8 点ということでありまして。ほかはそれぞれが 1 点ずつの貴重なものを集めたもので、かなり細かくなっておりまして、例えば、今 8 点お話をいたしました道具箱の中に入っている中には、包み紙というのが使った灰ですね。灰もしっかりと集めてそれも持ち帰るということで、それも含まれておりますし、また宿泊料、昼食料の領収書、あるいは名簿ということが各 1 点ずつで、あとは、火打ち石が 9 点ございますので、一番この中で多いのは火打ち石 9 点ということになります。これを全部合わせて 89 点ということですか。

り細かな分類になされております。

以上でございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。持って行ったもの全て、持ち帰ってきたもの全てという形ですか。

これで、指定された場合はいつ頃からどういうふうに表示するのか教えてください。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今後の日程でございますが、指定をされましたら指定交付式を行いました後、生涯学習だよりひろばにて、11月15日を予定しておりますが、今年度の指定された特集を組みたいと思います。併せて一般公開ということで市民の方にも郷土史料室で富士講のほうは展示、パネル展示、併せてできれば現物もお見せしたいということでガラスケースの入替えなどをしてそれを展示する方向で現在進めているところでございます。

以上でございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。ぜひガラス展示で、市民が見られるような形にしていただければと思います。

以上です。

教 育 長 澁谷委員。

澁谷委員 今の富士講資料のことで、もう少しお尋ねします。今、89点全てあるものを持ってきているような形ですよ。全てそれで分かるような形という理解でよろしいでしょうか。この当時の富士講というものの全貌がこの資料からは分かるというような形というふうに理解してよろしいですか。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 現在残っている89点でかなり行き帰りのこと、またはどういう形で信仰したかということが分かる89点の貴重なものですので、それでほぼ富士講の内容は把握できるものと思います。

教育長 澁谷委員。

澁谷委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに。
杉本委員。

杉本委員 同じ富士講関係で質問です。89点ということですが、年代が江戸時代から昭和10年代というふうに記載があります。89点の1点1点について、これは何時代というのが調査研究の結果、明らかになっている状態でしょうか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 ただいま、杉本委員がおっしゃったように、各1点ずつ使用年代が細かく分けられておまして、例えば先ほど申し上げた山富講道具箱ですが、これは明治時代から昭和までということと、領収書というものは比較的明確に分かりますので、昭和10年ということで、10年代とまたは、明治9年のときに名簿を書いたという記載の記録もありますので、細かな月日までは分かりませんが、いついつの昭和何年または明治何年・大正何年というところは1点ごとに詳しく記録はされております。

以上でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。文化財ですから、1点1点がそこまでの調査研究というのはやはり必要なことだと思いますので、今、その点はよく理解できましたので、調査も大変だったと思いますけれどもお疲れさまでした。承知いたしました。

教育長 ほかに。
吉田委員。

吉田委員 常楽寺の飛天図と龍図について、お伺いします。相沢五流とは、多摩地域でご活躍された絵師ということで、同市内にもこの相沢五流の作品がこれしかないというお話ですが、「ない」という認識でよろしいでしょうか。あと、この常楽寺さんが所有者ということで、一般市民の方が指定文化財に指定されたときに、見る機会というのはどのような形であるのかの2点お願いいたします。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 大変失礼いたしました。

まず、1点目のご質問につきましては、相沢五流の作品は稲城市内ではこちらの飛天図及び龍図だけのものがございます。

ほかに、相沢五流の作品は85点、多摩地域ではあるということが分かっております。

続きまして、2点目のご質問でございますが、やはり実際見ていただく期間を設けたいということで、今回は所有者である常楽寺様にお話をさせていただいて、ぜひ今年度は2回程、コロナの関係がありますので、申込制にして、2回に分けて、常楽寺様に開放していただいて、また、こちらの文化財の職員の説明付きで行いたいということで、日程調整をしているところではありますが、来年3月頃を予定しているところがございます。

以上でございます。

教 育 長 吉田委員。

吉田委員 ありがとうございます。

ぜひ、指定文化財に指定されましたら私も見てみたいと思いますし、案内のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

教 育 長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 常楽寺について、常楽寺の飛天図及び龍図について、私からも1点確認させてください。

保存状態が良好ということが一つの指定理由になっているわけですがけれど、先ほど課長からもこのように保存状態がいいというご説明もいただいたところです。では、今後この保存状態を保つにはどのような方法を考えていらっしゃるか教えてください。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 これからまた長い年月、できれば同じ状態で保存していくということにつきまして、所有者様が常楽寺でございますので、万が一何か保存に関わる経費がかかる場合には、必要とされた場合には、指定文化財になったときの補助金として、その2分の1を市から支出することになります。ただ

し、保存状態についてはあくまでもこちら所有者様が決めるところです。文化財保護審議会では、今の状態がこういう状態であるということで審議したものになりますので、今後どうされるかというのは話合いにさせていただくということになろうかと思えます。以上でございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。指定理由として2点、歴史的価値が高いということと、保存状態が良好ということを根拠にされているわけですから、歴史的価値が高いということは今後、どれだけ年月が経過してもその価値そのものが変化のないものですが、保存状態というものは変わっていくということがありますので、ここでそれを指定の理由にした以上はこの文化財としての価値を保つためにも、希望の意向に応じてになるかと思えますが、所有者のほうで保存状態を保つような支援・サポートを続けていただきたいというふうに思います。意見です。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今、杉本委員がおっしゃられましたように、今保存状態ということが一つの選定理由にもございますので、今後はできるだけそのように調整をしていきたいと考えております。以上でございます。

教 育 長 よろしいですか。
ほかに。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより、第37号議案、稲城市指定文化財の指定についての採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって第37号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前10時39分閉会)